

# 長岡工業高等専門学校オープンソリューションセンター利用細則

令和元年6月12日 制 定

(目的)

**第1条** この細則は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）オープンソリューションセンター規程第5条に基づき、オープンソリューションセンター（以下「センター」という。）の利用について定める。

(利用資格)

**第2条** センターを利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 本校の教職員及び学生
- 二 共同研究契約を締結した企業等の研究担当者（契約書に記載された者に限る。）
- 三 その他、センター長が認めた者

(利用の範囲)

**第3条** センターの利用は、次の各号に該当する場合とする。

- 一 産業界との共同研究
- 二 技術セミナー及び技術研修会
- 三 卒業研究、専攻科特別研究、本校の教職員の研究、学内共同研究
- 四 授業及び演習
- 五 公開講座
- 六 その他地域創生教育研究推進室委員会（以下「委員会」という。）の議を経てセンター長が認めたもの。

(利用の申請)

**第4条** 第2条において施設を利用する場合は、事前に、オープンソリューションセンター施設利用申請書（様式第1号）をセンター長に提出し、許可を得なければならない。ただし、同条第2号に規定する者が利用する場合は、当該共同研究契約における本校の共同研究担当者が申請するものとする。

- 2 施設利用期間は、2年以内とする。ただし、継続利用を希望する場合は、前項に規定する利用申請を行うことにより、1年を限度として期間の延長ができるものとする。

(利用の決定)

**第5条** 前条第1項に規定する利用の申請があった場合は、委員会でその可否を決定し、オープンソリューションセンター施設利用可否通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 前項において許可された場合は、センターの共同利用設備を使用するにあたり、事前に使用ガイダンスを受講するものとする。

(遵守事項)

**第6条** センターを利用する際には、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 センターの施設改修等は、行わないこと。
- 二 オープンソリューションセンター施設利用申請書第5の申請事由以外の目的に利

用しないこと。

三 共同利用設備の利用は、原則として9時から17時とする。

四 火気の取り扱いに注意すること。

五 センターに設置している備品、図書及び消耗品を無断で持ち出さないこと。

六 共同利用設備やオープンソリューションセンター施設利用申請書第3の利用施設に故障または異常が発生した場合は、速やかにセンター長に報告すること。

七 利用後は、責任を持って後片付けをし、火気の始末、消灯及び施錠を確認すること。

(利用の取消し)

**第7条** 利用者が第4条に規定する施設利用申請書と著しく異なる利用をしている場合、または前条の遵守事項を守らなかった場合、センター長はその利用を取り消すことができるものとする。

(センター利用の明示)

**第8条** センターの設備または施設を使用して得た成果を公表（学会発表、論文等）するときには、センターを利用したことによる成果であることを明示するものとする。また、その旨をセンター長に報告するものとする。

(利用施設の明け渡し)

**第9条** 施設利用期間が終了したときには、施設利用者は、速やかに利用施設の原状回復を図り、当該施設を明け渡すものとする。

(施設明け渡しの猶予)

**第10条** 施設利用者は、利用施設の速やかな明け渡しができない理由がある場合は、その理由書をセンター長に提出するものとする。

2 センター長は、前項の理由書が妥当であると認めた場合は、期限を定めて明け渡しを猶予することができるものとする。

(雑則)

**第11条** この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附 則

この細則は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。